

令和8年5月18日

国土交通省関東地方整備局

利根川ダム統合管理事務所

みなかみ町

## 藤原ダム・相俣ダム 河川空間のオープン化を開始

～都市・地域再生等利用区域指定書の伝達式を開催します。～

みなかみ町は、藤原ダム・相俣ダム周辺エリアについて、河川空間のオープン化※に向けて、令和8年3月24日に関東地方整備局あてに要望書を提出していましたが、令和8年4月28日付けで都市・地域再生等利用区域に指定されました。指定書の伝達式について、下記のとおり実施します。

1. 日時：令和8年5月22日（金） 10：30～

2. 場所：みなかみ町役場

3. 出席者：利根川ダム統合管理事務所長、みなかみ町長

報道機関の方は、伝達式を取材いただけます。「別紙1」により事前申込みをお願いします。

※「河川をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したい！」というニーズに応えるため、営業活動を行う事業者等も河川敷地の占有が可能となる都市・地域再生等利用区域に指定することを「河川空間のオープン化」と称しています。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、刀水クラブ・テレビ記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 利根川ダム統合管理事務所

TEL：027-251-2021（代表） メールアドレス [ktr-tonegawadam@mlit.go.jp](mailto:ktr-tonegawadam@mlit.go.jp)

・ 副所長（調査） 守谷（もりや）

・ 地域連携課 課長 松本（まつもと）

みなかみ町 観光商工課

TEL：0278-25-5017（直通）

・ 課長 本間（ほんま）

・ 課長補佐 杉木（すぎき）

## 藤原ダム・相俣ダム 都市・地域再生等利用区域の指定について

国土交通省では、都市及び地域の再生等に資するため、平成23年4月1日に「河川敷地占用許可準則」の一部を改正し、地元自治体からの要望を契機として、営業活動を行う事業者等が河川敷地を利用することができる河川空間のオープン化(都市・地域再生等利用区域制度)を推進しています。

このたび、地域活性化に繋がる利活用を図ることを目的として、みなかみ町から河川管理者である関東地方整備局に、藤原ダム・相俣ダムの都市・地域再生等利用区域指定についての要望書が提出され、令和8年4月28日「都市・地域再生等利用区域」に指定されました。

### 都市・地域再生等利用区域指定の概要

(1)指定範囲：一級河川 利根川水藤原ダム・相俣ダム

(別図「都市及び地域再生等利用区域図」に示す区域)

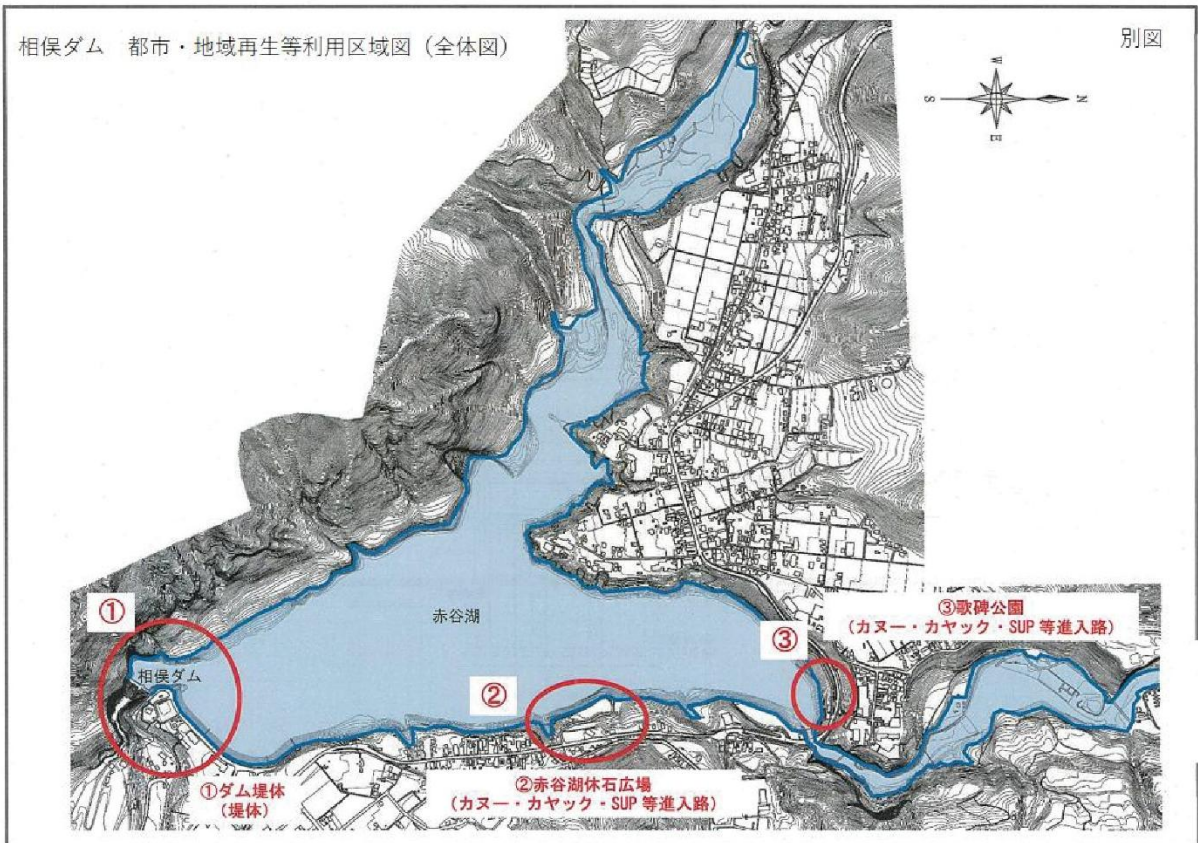
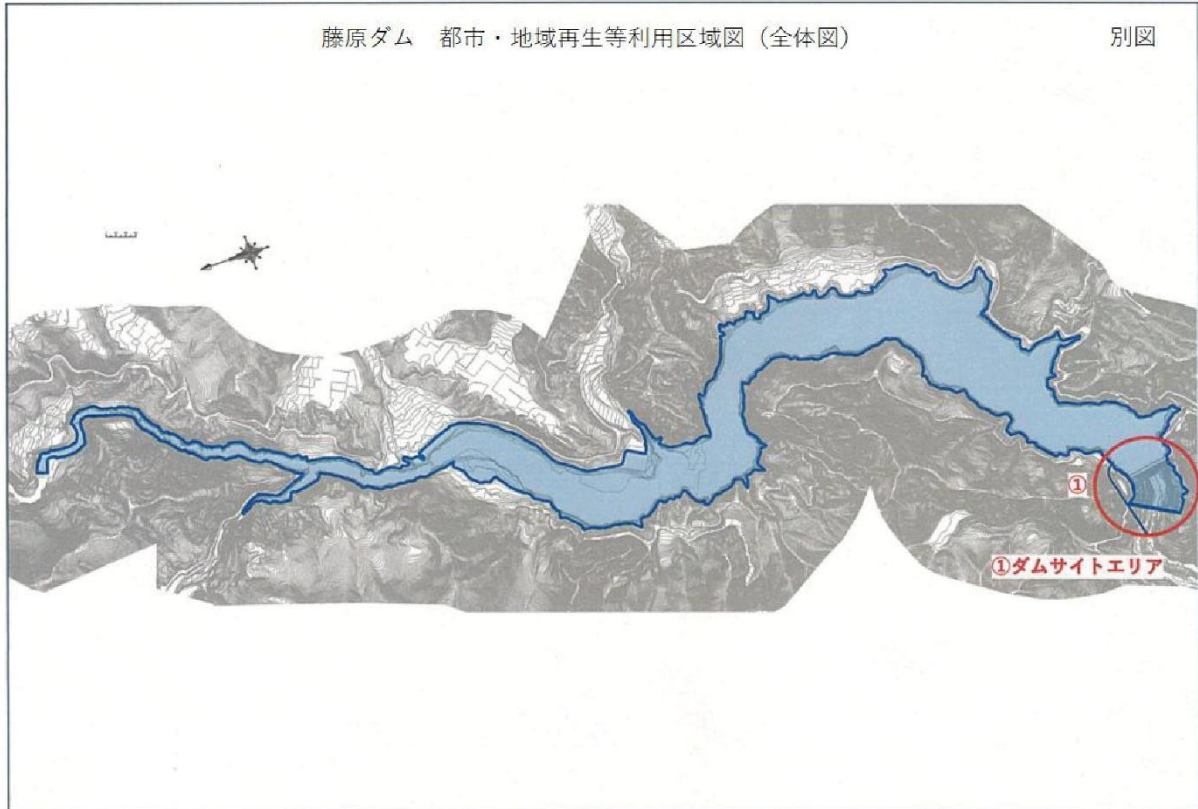
(2)指定年月日：令和8年4月28日

(3)都市・地域再生等占用主体：みなかみ町

(4)都市・地域再生等占用施設の内容等について

対象エリア	占用施設の内容
① 藤原ダムサイトエリア	イベント施設、イベント施設と一体をなす飲食店、売店、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設 (案内看板、仮設トイレ)
② 相俣ダムサイトエリア	イベント施設、イベント施設と一体をなす飲食店、売店
③ 相俣ダム湖岸エリア	その他都市及び地域の再生等のために利用する施設 (湖面進入路、栈橋)

別図「都市及び地域再生等利用区域図」



【写真データの提供について】

・報道機関の方は、報道用として写真データの提供が可能です。  
必要な方は下記問い合わせ先までご連絡をお願いします。

**藤原ダム・相俣ダム 都市・地域再生等利用区域指定書の伝達式  
取材申込書**

1. 貴社名 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

2. 氏名 \_\_\_\_\_

3. 連絡先

・ 電話番号 \_\_\_\_\_

・ FAX \_\_\_\_\_

・ メール \_\_\_\_\_

4. その他 \_\_\_\_\_

**TEL : 027-251-2021 (代表) FAX : 027-251-7229 (代表)**

**メール : ktr-tonegawadam@mlit.go.jp (代表)**

利根川ダム統合管理事務所 地域連携課 松本、野沢 行き  
取材希望の方は、令和8年5月21日(木)12時までに、上記宛先まで  
電話またはメールにてご連絡いただきますようお願いいたします。